

社会保障・税一体改革関係資料 (主な社会保障関係法案の概要)

- ・ 国民健康保険法の一部を改正する法律の概要
- ・ 子ども・子育て新システム関連3法案の概要
- ・ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要
- ・ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

平成24年4月16日

厚生労働省

国民健康保険法の一部を改正する法律の概要

- 国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。

1. 法律の概要

(1) 財政基盤強化策の恒久化

平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業））を恒久化する。

※ 保険者支援制度

→ 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度（国、都道府県、市町村が2：1：1で負担）

※ 都道府県単位の共同事業

① 高額医療費共同事業：

→ 一定額以上（一件80万円超）の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業（国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担）

② 保険財政共同安定化事業：

→ 一定額以上（一件30万円超）の医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担する事業

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）について、事業対象を全ての医療費に拡大する。

(3) 都道府県調整交付金の割合の引上げ

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

(4) その他

恒久化までの間、財政基盤強化策（暫定措置）を1年間（平成26年度まで）延長する等、所要の措置を講ずる。

2. 施行期日（適用日）

(1) 及び(2)について 平成27年4月1日

(3) 及び(4)について 平成24年4月1日

子ども・子育て新システム関連3法案について

- ① 子ども・子育て支援法案
- ② 総合子ども園法案
- ③ 関係法律の関係整備法案

の3法案（いずれも、予算非関連法案）

3法案の趣旨： すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

子ども・子育て支援法案の概要

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定

(2) 子ども・子育て支援給付

◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）

◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、こども園給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）

(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者

◆ 指定こども園等の指定手続、責務、指定基準、指定の更新、指定の取消、業務管理体制の整備、指導監督

◆ 指定こども園等に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請

◆ 指定こども園等に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等

(4) 地域子ども・子育て支援事業

◆ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業、妊婦健診等

(5) 子ども・子育て支援事業計画

◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援計画の策定、都道府県子ども・子育て支援計画の策定

(6) 費用等

◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)

(7) 子ども・子育て会議等

◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営等

(8) 雑則・(9) 罰則

関係整備法： 児童福祉法の一部改正（各事業の定義、市町村の保育の提供体制の確保義務・利用のあっせん・要請・入所の措置等の規定等（24条）等を規定）

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

※指定の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行

総合こども園法案の概要

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則

◆ 総合こども園法の目的、定義規定

(総合こども園は教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

◆ 教育及び保育の目標及び内容（総合こども園保育要領の策定等）、入園資格

(3) 総合こども園の設置等

◆ 設置者（国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人）

◆ 区分経理等（総合こども園の経営に関する会計の区分、剰余金の配当制限等）

◆ 設備及び運営の基準（国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める）

◆ 総合こども園に置く職員（園長、保育教諭等）

◆ 職員の資格（保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等）

◆ 設置廃止等の手続、指導監督、評価・情報公開等

(4) 雑則・(5) 罰則

◆ 名称の使用制限、主務大臣、罰則等

関係整備法：

◆ 教育公務員特例法の一部改正（公立総合こども園の保育教諭等について、教育公務員として位置づけ）

◆ 教育職員免許法の一部改正（総合こども園に勤務する職員の保有する幼稚園教諭免許状の取扱い）

◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（総合こども園に関する事務への教育委員会の関わりについて規定）

◆ 社会福祉法の一部改正（総合こども園を運営する事業について第二種社会福祉事業に位置づけ）

◆ 認定こども園法の廃止

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

（※）認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行

子ども・子育て支援法案

趣旨： すべての子どもにも良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のために必要な財源に創設する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：
(1) 総則
 (目的、基本理念、責務規定、定義規定)

(2) 子ども・子育て支援給付

◆子どものための現金給付
 (児童手当)

◆子どものための教育・保育給付
 (支給認定、子ども園給付、地域型保育給付)

(3) 指定子ども園及び指定地域型保育事業者

(指定基準、責務、更新、取消、業務管理体制の整備、あっせん・要請・情報の報告・公表等)

(4) 地域子ども・子育て支援事業

(5) 子ども・子育て支援事業計画
 (国の基本指針、市町村指針、都道府県指針)

(6) 費用等
 (国・地方の負担等)

(7) 子ども・子育て会議等

(会議の設置、組織、権限及び運営等)

(8) 雑則

(9) 罰則

総合子ども園法案

趣旨： 小学校就学前の子ども並びに幼児期の学校教育及び保育を並行して実施する「総合子ども園」に関するその他の必要な事項を定める。

概要：
(1) 総則
 (目的、定義)

(2) 総合子ども園の教育及び保育の目標等
 (教育及び保育の目標及び内容、入園資格等)

(3) 総合子ども園の設置等
 (設置者、区分経理・配当制限、設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督等)

(4) 雑則
 (名称の使用制限、経過措置、主務大臣等)

(5) 罰則

関係整備法案

趣旨： 子ども・子育て支援法及び児童福祉法等の関係法律の規定の整備等を行う。

概要：
(1) 子ども・子育て支援法及び児童福祉法の施行に伴う所要の改正等
 (子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う児童福祉法等の改正、認定子ども園法の廃止等)

(2) 国の所管等に関する所要の改正

※内閣府設置法の改正

- ・ 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に関する所掌規定
- ・ 子ども・子育て会議の設置等

※ 施行日： 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)
 ※指定・認可の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行

子ども・子育て新システムについて

I 基本的な考え方(ポイント)

■ すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

○ すべての子ども・子育て家庭への支援（児童手当、地域子育て支援など）
 ○ 幼保一体化（こども園の創設など）

- ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
- ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）

■ 新たな一元的システムの構築

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○ 政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロ세스等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置



※こども園とは指定を受け総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称。

II 給付・事業

○ 子ども・子育て支援給付

- ・ 児童手当
- ・ こども園給付 = 総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的基準を満たした施設
- ・ 地域型保育給付 = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等

○ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
- ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等

III 指定制の導入

(イメージ)
事業の開始

総合こども園、幼稚園又は保育所の認可

【認可施設と同等の基準を満たす施設】

その他の施設の届出
【多様な保育】
(小規模保育等)

【基準を満たさない施設】
(ベビーホテル等)

財政措置

こども園
||

指定により、こども園給付の対象

多様な保育事業者

指定により、地域型保育給付の対象

X

5

総合こども園の創設

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

○ 総合こども園については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

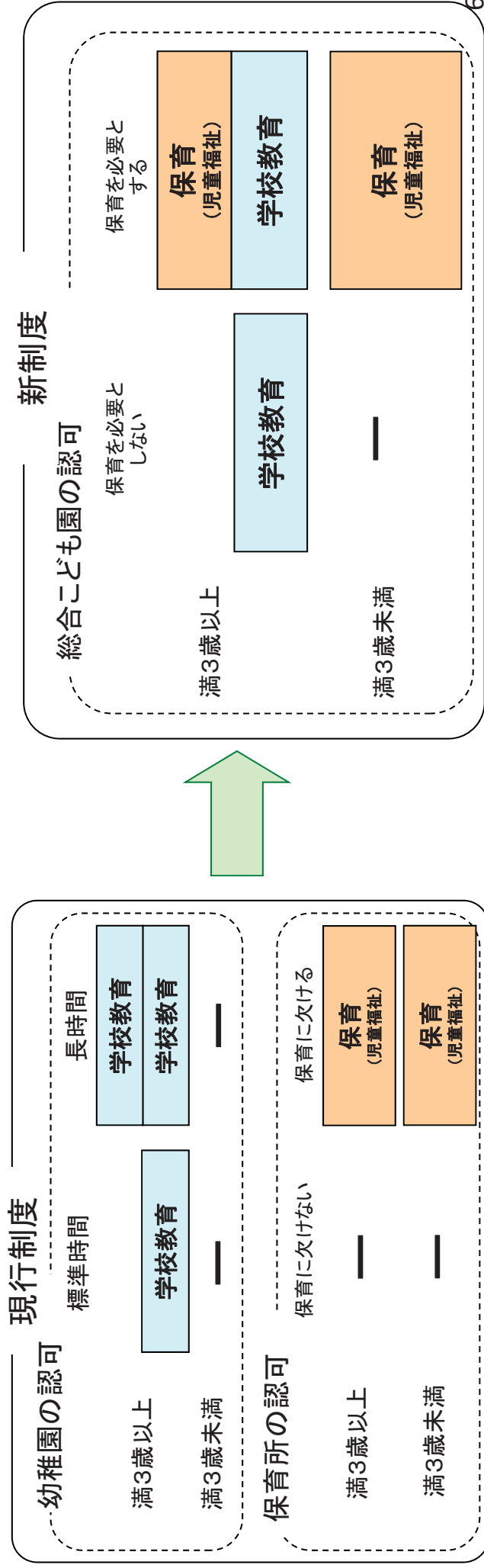
※ 総合こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 総合こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等（※1）により、満3歳未満児の受入れを含め、総合こども園への移行を促進する（※2）。

※1 例えば現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室（満3歳未満児については自園調理が必須）等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与すること等

※2 保育所（3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、一定期間（公立：10年、私立：3年）後に全て総合こども園に移行。



公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律案(平成24年3月30日閣議決定・国会提出)

<主要項目>

- (1) 年金制度の最低保障機能の強化を図り、併せて、年金給付の重点化・効率化を図る観点から、受給資格期間の短縮、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う。
(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 平成24年度に発行する交付国債の償還に関する事項(今国会に提出済みの国民年金法等改正法案で「別に法律で定める」と規定)を定める。(公布日から施行)
- (4) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年4月から施行)
- (5) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
- (6) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)

※ (1)~(3)、(6)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税込)を充てる。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)にしたがって、負担や給付の仕組みを統一することと
している。

＜主要項目＞

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。
ただし、一定の配慮措置を講じる。

＜施行日＞

- (1)～(5)：平成27年10月
- (6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 概要

1. 法案の趣旨

- 長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成24年度以降の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度について、国庫は、交付国債により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

※ 平成25年度から税制技術改革実施の前年度までの年度については、必要な税制上の措置を講じた上で、基礎年金国庫負担2分の1を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。

- ② 平成24年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(平成20年度まで：3分の1 平成21年度から23年度まで：2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準（2.5%）について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも、2.5%高い水準（特例水準）となっている。

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準（1.7%）についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成17年法律第9号）の一部改正

3. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 平成24年4月1日
- (2) 特例水準の解消関係 : 平成24年10月1日